

社会福祉法人ひかりの家 役員等の報酬・諸手当 および費用弁償に関する規程（2506）

（目的）

- 第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの家の役員および評議員・第三者委員・評議員選任解任委員等（以下、役員等とする）の報酬および諸手当の支給並びに費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、専任役員は役員報酬規程、職員兼務役員は職員給与規程、出張研修等旅費規程などに準ずる。
- 2 非常勤役員等とは、非常勤の理事・監事・評議員・第三者委員・評議員選任解任委員等をいう。役員等とは、常勤非常勤にかかわらず理事・監事・評議員・第三者委員・評議員選任解任委員等をいう。

（報酬等の額）

- 第2条 役員等の報酬および諸手当の額は、役員等報酬規程に定める。
- 2 非常勤役員等が、構成員として会議に参加した場合および役員等に係る執務を行った場合、時間の長短にかかわらず一律3,000円/1回（税抜）を報酬として支払う。
- 3 非常勤役員等が2項による報酬を受ける場合、領収書を提出するものとする。
- 4 この規程に定める報酬等について、あらかじめ文書により申し出のあった場合には返上できるものとする。

（交通費）

- 第3条 非常勤役員等が、構成員として会議に参加した時および役員等に係る執務を行った時の交通費は、距離・交通手段にかかわらず一律1,000円（税抜）/往復とする。
- 2 非常勤役員等が1項による交通費を受ける場合、領収書を提出するものとする。

（立替払い）

- 第4条 役員等が、その職務の執行にあたって立替えて負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、後に精算することができる。
- 2 役員等が、1項による立替払い精算を受ける場合、領収書または出張研修等旅費規程の支払証明書を提出するものとする。

（支給方法）

- 第5条 支給方法は、都度現金にて支払い、受領印または受領署名をうけるものとする。ただし、都合により支払時期を期末にすることができる。

（役員等退職慰労金）

- 第6条 専任役員の退職慰労金は、役員規程第34条から第39条に定める。
- 2 非常勤役員等の退職慰労金は、なしとする。

（規程の改廃）

- 第7条 この規程の変更・改廃には理事会および評議員会の同意を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は平成14年4月1日より実施する。
- 2 令和3年7月1日改定施行 第1, 2, 3, 4条変更、第6条追加。
- 3 R6/9/5 第6条1項 文言整理
- 4 R7/6/26 第1条、第2条、第3条 変更。第7条 追加

■非常勤役員等の費用弁償

会議への出席または役員等としての執務	3,000円/回（税抜）
会議出席または役員等に係る執務のための交通費	1,000円/往復（税抜）
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	0円